

令和8年度高槻市ホームページバナー広告枠使用契約の概要

1. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2. 広告枠の使用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（掲載の可否は月毎に審査）

3. 1月当たりの広告枠

2枠以上12枠まで。1枠は、縦50×横150ピクセル。容量10キロバイト以内。

データ形式はGIF形式（GIFアニメーション不可）

なお、広告掲載枠数が2枠に満たない月においても、広告掲載料は2枠分の金額とする

4. 支払方法

市の指定する額を指定する期日までに納付書により納付

5. 広告原稿の提出時期

掲載する日が属する月の前月1日（土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日）まで

6. 掲載位置

市ホームページのトップページにおいて、市が指定する位置

※令和8年度に市ホームページのリニューアルを検討しており、これに伴い、広告枠の規格や掲載位置などに変更が生じる場合がある。リニューアルが実施される場合は、実施月の前々月1日（土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日）までに市から通知する。（広告主は、同通知を受けて10日以内に契約の解除を申し出ることができる）。